

(午前10時00分)

議長(小淵茂昭君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

会議に入る前に、去る4月1日付の人事異動により管理職に異動がありましたので、ここで自己紹介をいただきます。お願いします。

(管理職自己紹介)

議長(小淵茂昭君) 以上で自己紹介を終わりますが、お手元に執行機関側の新たな座席表を配付してありますので、ごらんください。

(開 会)

(午前10時02分)

議長(小淵茂昭君) ただいまの出席議員数は14名であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより平成29年第2回山ノ内町議会臨時会を開会します。

議長(小淵茂昭君) まず、クールビズについて申し上げます。

節電と省エネルギー対策推進の一環として、本臨時会は、ノーネクタイ、ノー上着を認めますので、ご承知願います。

町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 改めて、おはようございます。

本日ここに平成29年第2回山ノ内町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には、定刻にご参集いただき開会できますことに厚く御礼申し上げます。

本議会に町側から提案申し上げます案件は、報告事項5件、専決処分等の承認12件、あわせて17件でございます。

十分ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本臨時会は、常任委員会の任期による議会構成など行われる重要な会議であります。議会のルールに従い、それぞれ円滑にご選任されますことをお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

開 議

議長(小淵茂昭君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長(小淵茂昭君) 諸般の報告を行います。

去る3月23日開催の平成29年第1回岳南広域消防組合議会定例会議に付議されました平成29

年度岳南広域消防組合一般会計予算案外1議案は、いずれも原案のとおり可決されました。また、3月24日開催の平成29年第1回北信保健衛生施設組合議会定例会に付議されました平成29年度一般会計予算案外3特別会計予算案は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（小淵茂昭君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により

3番 湯本晴彦君

4番 布施谷裕泉君

5番 西宗亮君

を指名します。

2 会期の決定について

議長（小淵茂昭君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

3 報告第2号 平成29年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について

議長（小淵茂昭君） 日程第3 報告第2号 平成29年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について、報告書の提出がありました。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第2号 平成29年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について申し上げます。

本案につきましては、定款に基づき、理事会において承認を得たものを提出されたもので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） これより補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（柴草 隆君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（小淵茂昭君） これより質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。

以後の議案についても同様とします。

4番 布施谷裕泉君。

4番（布施谷裕泉君） 4番 布施谷裕泉です。

1件です。

1ページの少子高齢化社会における合同式墓地、これは新しく入ってきた項目だと思うんですけども、具体的にいつごろをめどに具体化するような形でしょうか。

議長（小淵茂昭君） 総務課長。

総務課長（柴草 隆君） お答えいたします。

まだ、いつごろをめどということまでの年数までは決めてございませんけれども、多数の遺骨を共同で納めるお墓ということの中で、今後、整備に向けた検討を始めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第2号について、報告書のとおり受理することに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号については報告書のとおり受理することに決定しました。

4 報告第3号 放棄した私債権の報告について（水道料金）

議長（小淵茂昭君） 日程第4 報告第3号 放棄した私債権の報告について（水道料金）を上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第3号 放棄した私債権の報告について（水道料金）について申し上げます。

本案につきましては、山ノ内町私債権管理条例の規定に基づき、徴収が困難となった水道料金について債権放棄したものであります。放棄した金額は1,594万244円であります。

なお、細部につきましては、建設水道課長に補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、

報告の受理をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） [議案に基づく補足説明]

議長（小淵茂昭君） これより質疑を求めます。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 1件です。

これは特別会計の放棄ということですが、一般会計の町税との関係はどういうことか説明をお願いします。

議長（小淵茂昭君） 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） お答えします。

事業会計でやっておりますものですから、独立採算制はいいんですが、ルール分に従って一般会計から繰り入れをいただいております。そこに関しての上限のご心配というご質問だと思いますが、今年度から料金改定をさせていただきますことを含めて、健全な事業運営に努めておるところでございまして、なるだけ、この放棄関連の額は影響しないものというふうな運営を心がけているところでございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） ちょっとご質問の趣旨がよくわからないんですが、水道の私債権と税の関係でいきますと、該当者の中には重なる方もいらっしゃるのかなとは思っておりますけれども、基準といたしましては同じような基準で税のほうも行っていると思っておりますが、ちょっと今、手元にございませんで、考え方としてはそういう考え方でやっております。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 8番 高田佳久君。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久。

1件だけお願いいたします。

これ、徴収停止後一定期間ということなんですが、この徴収停止した後の給水状況、債務者93名分なんですけれども、給水状況というのはどういうふうになっているのか、ご説明をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） お答えします。

今回の放棄債権の件数は1,591件ですが、債務者に限っては93名でございまして、給水にしましては現在のところ、この93名のうち10名の方と給水の契約をしております。その10名の方と申しますのは、生活の困窮されている方というふうに捉えている、類する方ということで、10名の方とはいまだ給水の契約を結んでいるというところでございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 3番 湯本晴彦君。

3番（湯本晴彦君） 3番 湯本晴彦です。

1件です。

この私債権のうち、大口のものはどのくらいの規模の放棄になるのか、またそれはどの程度、何件ぐらいあるのか教えていただければと思います。

議長（小淵茂昭君） 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） お答えします。

大口というか、詳細をここに持ってきていないので、件数はちょっとお答えすることはできないんですが、規模とすれば倒産された件数が10件まではわかっているんですが、その金額が非常に大きなウエートを占めているという内容でございまして、倒産された件数で割ると、その方々が上位にくるというか、そんなような傾向でございまして。

以上です。

議長（小淵茂昭君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第3号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号については報告書のとおり受理することに決定しました。

5 報告第4号 平成28年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について

議長（小淵茂昭君） 日程第5 報告第4号 平成28年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について、報告書の提出がありました。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第4号 平成28年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について申し上げます。

平成28年度山ノ内町一般会計予算の繰り越しにつきましては、平成28年度一般会計予算のうち、3月議会の補正予算第5号で繰り越しのご承認をいただきました移住体験住宅整備事業、通知カード・個人番号カード関連事業、臨時福祉給付金事業経済対策分、国立公園整備事業のあわせて4件であり、繰り越しした額の総額7,574万1,000円について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第4号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号については報告書のとおり受理することに決定しました。

6 報告第5号 専決処分の報告について

専決第6号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

7 報告第6号 専決処分の報告について

専決第7号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（小淵茂昭君） 日程第6 報告第5号 専決処分の報告について、専決第6号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、日程第7 報告第6号 専決第7号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第5号 専決処分の報告について及び報告第6号 専決処分の報告について、一括ご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものであります。

まず、報告第5号 専決処分の報告について、専決第6号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について申し上げます。

事故の概要につきましては、相手方の車両が町道を走行中に、反対車線を除雪中の除雪車が停車した所からすれ違おうと進んだところ、道路脇の水路を除雪による雪で塞いでしまったため、気づかずに落ちてしまい、車両下部のローアとタンクを損傷させたものでございます。発生日時は、平成29年1月31日午前11時30分ごろ。発生場所は、町道高社前線内であります。相手方の住所は、山ノ内町大字夜間瀬1251番地の1、小林達也氏であります。賠償金額は9万5,721円です。

以上について、平成29年3月24日付で専決し、同日付で和解に至りましたので報告申し上げます。

次に、報告第6号 専決処分の報告について、専決第7号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について申し上げます。

事故の概要につきましては、本年1月中旬に、連日の大雪の影響でグレーチングとの段差が生じてしまい、相手方の車両が段差に気づかず走行し、車両バンパーを損傷させたものです。発生日時は、平成29年1月17日午後7時30分ごろ。発生場所は、町道湯田中夜間瀬線内です。相手方の住所氏名は、新潟市南区大別当97、五十嵐智氏です。賠償金額は2万2,946円です。

以上につきまして、平成29年3月28日付で専決し、同日付で和解に至りましたので報告申し上げます。

十分ご審議の上、報告の受理をお願い申し上げます。

議長（小淵茂昭君） 2点について一括質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第5号及び報告第6号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号及び報告第6号 専決処分の報告については報告書のとおり受理することに決定しました。

8 承認第2号 専決処分の承認について

専決第8号 平成28年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）

議長（小淵茂昭君） 日程第8 承認第2号 専決処分の承認について、専決第8号 平成28年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第2号 専決処分の承認について、専決第8号 平成28年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明を申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正で、事業の実績などによるものであります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ7,709万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ69億272万4,000円としたものであります。

地方債の補正では、国の2号補正により交付金が増額となった橋梁長寿命化修繕工事に係る起債について、過疎対策事業債を減額し公共事業等債を追加するもの、また、変更については、過疎対策事業、緊急防災・減災事業、国土保全対策事業及び学校教育施設等整備事業の4件について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

補正予算の歳入から申し上げます。

町税につきましては、最終の決算見込みにより、個人町民税、固定資産税滞納繰越分及び軽自動車税の増額、法人町民税、固定資産税現年課税分、たばこ税及び都市計画税の減額補正を行ったものであります。

交付金につきましては、利子割交付金及び地方消費税交付金の交付額が確定したことによる補正であります。

地方交付税につきましては、特別交付税の交付額決定による増額補正であります。

分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、事業費確定による補正であります。

国庫支出金及び県支出金につきましては、臨時福祉給付金事業補助金、橋梁長寿命化修繕工事に係る社会資本整備総合交付金及び福祉医療費支給事業補助金など、精算や事業確定による補正であります。

財産収入につきましては、土地貸付契約の終了などによる減額であります。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金の収入実績による増額であります。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金、ふるさと基金繰入金などの実績による減額であります。

諸収入については、他市町村に存在する乳幼児の広域入所及び国道歩道除雪に係る受託事業収入の精算による増額、雑入では、退職者数の増による消防団員退職報償金の増額のほか、実績による減額補正であります。

町債では、過疎対策事業の6事業、国土保全対策事業及び緊急防災・減災事業について、実績及び対象から外したことによる減額、また、橋梁長寿命化修繕工事に係る公共事業等債及び学校教育施設等整備事業債の増額であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の一般管理費につきましては、庁舎電話機交換工事の実績による減額、財産管理費につきましては財源補正、企画費につきましては、小さな拠点づくり、高校生通学定期券購入費補助金及び地域鉄道安全性向上の事業費補助金の実績による減額並びにふるさと基金元金積立金の増額、移住定住推進費、基金費につきましては財源補正であります。

戸籍住民基本台帳費につきましては、通知カード・個人番号カード事務負担金の実績による減額、選挙費につきましては財源補正、統計調査費につきましては、同種の別事業に組み込んだことによる減額であります。

民生費の社会福祉費につきましては、障害福祉サービスや除雪支援員、福祉医療費、臨時福祉給付金などの実績による減額及び財源補正であります。

児童福祉費につきましては、嘱託職員報酬、児童手当の実績による減額及び財源補正でございます。

保健衛生費では、各種検診、未熟児医療に係る事業費確定による減額及び財源補正であります。

清掃費につきましては、北信保健衛生施設組合ごみ処理の実績による減額補正であります。

農林水産事業費の農業費につきましては、農業委員会事業、農業振興事業費等の精算による減額補正であります。

商工費につきましては、国立公園整備事業の一部を工法検討のため翌年度に送ったことによる減額及び観光施設整備等基金元金積立金の増額補正であります。

土木費につきましては、町道除雪の事業費確定による増額、耐震改修補助、道路新設改良、町営住宅長寿命化などの事業費確定による減額であります。

消防費につきましては、退職団員の増による消防団員退職報償金の増額であります。

教育費につきましては、小学校費、中学校費及び図書館費につきましては、財源補正とともに事業精算による減額補正、美術館管理費では、工事の一部を翌年度に送ったことによる減額、ふれあいセンター管理費、学校給食費は財源補正であります。

災害復旧費につきましては、財源補正であります。

諸支出金の特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の事業精算による繰出金の減額であります。

細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（柴草 隆君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（小淵茂昭君） これより質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

3点お願いします。

一般会計の8ページ、歳入、町税、個人、現年課税分が1,400万円増となったということでの補正ですけれども、これは納税義務者約1,800人というのは変わりがないんだろうと思いますので、課税所得がふえたという考え方でよろしいのでしょうか。

議長（小淵茂昭君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） 納税義務者の数については、ちょっと手元に数字持っておりませんが、この1,400万円の増額の主な部分につきましては、給与所得者の所得割、いわゆる均等割ではなくて所得が多く出た方でございますけれども、その所得割の方が約100名ふえております。その部分が大きいと。それから、営業関係では逆に均等割の方がふえて、所得割が減っているという状況で、個人が好調かなということがここから見ると考えております。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） それでは2点目ですが、固定資産税、これは現年で1,800万円減ですが、

これは徴収の関係なんですか。

議長（小淵茂昭君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） この専決の数字を出したときは、2月の徴収実績を見ながらやっているわけなんですけど、ことしの当初予算につきまして、固定資産税の現年度分が前年度に比べて1,000万円増額されておりました。その中で、徴収していった中ではちょっと厳しいかなというところで1,800万減額させていただきましたが、5月29日現在でこの1,800万につきましては、ほぼ収納することができましたので、ちょっと大変、本当に27年度の事件、事故それから少雪の影響が観光業に及ぼす影響が大分まだ28年度ありましたもので、納付について大分、観光業の皆様が大変消極的というか、ぎりぎりまで一月ずつぐらい納付ができていた状況の中で、何とか出納閉鎖までに去年並みに納まったというのが現状でございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 3点目ですが、9ページ、地方消費税交付金3,673万2,000円の増ということですが、これもずっと最近実績は1億6,000万で、昨年が、27年度が2億6,000万が多かったんですが、これからすると購買力が、町内の購買力も上がっているというふうに見てよろしいですか。

議長（小淵茂昭君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） 地方消費税につきましては、うちのほうではちょっとわからない部分ではございますけれども、算定方法につきましては総務課のほうでやっておりますので、総務課長が答弁すべきかと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 総務課長。

総務課長（柴草 隆君） お答えいたします。

ちょっと細かい資料は持ち合わせてございませんけれども、交付金が伸びているということはそれぞれ購買意欲がふえている、またはいろいろな商品がふえているという関係かと思われます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） ほかにありませんか。

5番 西宗亮君。

5番（西 宗亮君） 1件お願いします。

24ページ、3目の7節及び12節でございますけれども、除雪支援員、これ実績によつての減額ということだと思いますけれども、風聞するところ大変大雪だとか何かで、除雪支援をお願いしたけれども、ちっとも混み合っていて来てもらえないというような話をよく耳にしました。そういうことで、いわゆる派遣したくても派遣員が間に合わなかった結果減額になったのか、それとも当初の予算から見て、それも実績の一つでしょうけれども、実績として派遣員の派遣が少なく済んだのか。そこら辺、いかがでしょうか。

議長（小淵茂昭君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤澤光男君） お答えします。

今年度の除雪の関係につきましては、1月に大雪になりまして、緊急に補正をしていただきまして増額をいたしました。その結果、その大雪になったときの見込みが大きかったということもあるんですけども、あと今、議員さんのほうからご指摘のあった、除雪が間に合わなかったんじゃないかというお話なんですけど、これにつきましては除雪の業者というか事業者、要望をするのが、シルバー人材センターの派遣を要望する高齢者の方が多かったということで、その部分で間に合わないというところがあったんですけども、最終的にはその部分も含めて建設業の山ノ内会のほうにお願いをいたしまして、一気にその部分も雪おろしをしていただきましたので、間に合わなかったということはないと思います。ただ、その1月に補正をした見込みがちよっと過大だったかなというところでもあります。

以上であります。

議長（小淵茂昭君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

2点お願いします。

11ページの商工使用料の施設使用料、指定管理、100万プラスということなんですけど、これについて説明をお願いしたいと思います。

議長（小淵茂昭君） 総務課長。

総務課長（柴草 隆君） お答えいたします。

こちらにつきましては、情報物産館、道の駅の使用料でございまして、内容につきましては、支出を抑えたことによりまして収益増によったもので、当初1,400万円の予定が1,500万円で100万円増ということで、使用ということで納入という形になったものでございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 運営も好調で利益も上がったということで、100万プラスということで、悪いことではないんですけど、契約といいますか、指定管理のその中で、どういう契約になっていますか。例えば、もっと売上げがよかった場合に100万ではなくて、例えば300万円、400万円プラスで支払うというようなことも契約ではありなんですか。最低1,400万円入れるという契約になっているだから、それ以上に余力のあるときはどの程度入れるというのは、その辺の決めというのはどうなっているんですか。

議長（小淵茂昭君） 総務課長。

総務課長（柴草 隆君） お答えいたします。

使用料につきましてはですけども、情報物産館道の駅につきましては1,400万円以上、それから楓の湯につきましては130万円以上ということで、使用料を納入していただくということになっております。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） では、もう一点お願いいたします。

ページは同じ11ページで、その下の社会教育使用料の美術館54万5,000円のマイナスなんです。最終的に入館者数等、どんな形になったんでしょうか。それで、合計の入館利用収入は合計幾らになったかお願いしたいと思います。

議長（小淵茂昭君） 教育次長。

教育次長（大塚健治君） お答えいたします。

28年度の入館者数でございますけれども、大人が2,726名、小中学生が185名でございます、その他を含めますと、28年度の合計が4,222名ということでございます。ちなみに昨年度は4,836名ということでございますので、昨年比約600名の減ということでございます。

以上でございます。

（「収入は」と言う声あり）

教育次長（大塚健治君） ごめんなさい。入館者収入につきましては145万5,300円でございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） ほかにありませんか。

3番 湯本晴彦君。

3番（湯本晴彦君） 1点お願いします。

32ページですけれども、観光施設費でございますが、積立金が100万円増額ということで、これはお金が、予算が余ってきたから積み立てのほうへ回したというのか、それとも、例えば来年度とかに備えて少しちょっと増額しておこうということなのか、その辺はどのような感じなんですか。

また、もしわかれば積立金の残高も教えてもらえればありがたいです。

議長（小淵茂昭君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林広行君） お答えいたします。

積立金の100万円でございますけれども、これは先ほどから出ております情報物産館の売り上げが上がったということから100万円の増額をしていただいたということで、その部分については次年度以降、平成29年度以降の事業に充てるために積み立てをしたものでございます。

なお、積立金の現在高につきましては、大変申し訳ございませんけれども、決算書をちょっとお持ちしておりませんので、現在、数字のほうはわかりません。

以上でございます。

議長（小淵茂昭君） ほかにありませんか。

7番 高山祐一君。

7番（高山祐一君） 7番 高山祐一です。

32ページ、今の商工費の観光施設費515万8,000円が次年度送りになったと、先ほどお聞きし

ました。その理由は何でしょうか。

議長（小淵茂昭君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林広行君） お答えいたします。

自然環境整備というふうに名前をつけておりますけれども、内容は遊歩道の整備の関係でございます。遊歩道の整備を平成28年度予定しておりました志賀高原道路、園路でございますけれども、このうちの自然探勝コース、田ノ原湿原から木戸池の部分でございますけれども、当初工事を28年度に全て終わらせようというふうに考えていたところでございますけれども、環境省のほうから、そこの路線については原状の回復工事だけではなくて、もうちょっと違う工法を検討していただきたいと、要は測量設計を平成28年度にやって、29年度以降に工事をしていただきたいと、そういう要望とございますか、要請がありましたので、工事費を次年度に送らせていただいたということでございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第2号を採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

9 承認第 3号 専決処分の承認について

専決第 9号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第3号）

10 承認第 4号 専決処分の承認について

専決第10号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

11 承認第 5号 専決処分の承認について

専決第11号 平成28年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

12 承認第 6号 専決処分の承認について

専決第12号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）

13 承認第 7号 専決処分の承認について

専決第13号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

14 承認第 8号 専決処分の承認について

専決第14号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（小淵茂昭君） 日程第9 承認第3号 専決処分の承認についてから、日程第14 承認第

8号 専決処分の承認についてを上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。)

議長(小淵茂昭君) 以上6件について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 承認第3号 専決処分の承認について、専決第9号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算(第3号)から承認第8号 専決処分の承認について、専決第14号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)までの6件について、一括してご説明申し上げます。

承認第3号 専決処分の承認について、専決第9号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

補正予算の内容は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ677万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,632万8,000円とするものであります。歳入では繰越金が677万7,000円の増額であります。歳出では基金積立金が677万7,000円増額であります。

次に、承認第4号 専決処分の承認について、専決第10号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,896万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,491万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税の減額、保険給付費の決算見込みによる国庫支出金の減額及び県支出金の増額と、療養給付費等交付金及び他会計繰入金などの減額であります。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費の減額及び基金積立金の増額でございます。

次に、承認第5号 専決処分の承認について、専決第11号 平成28年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,746万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、収入見込みにより後期高齢者医療保険料を157万円増額し、繰入金的一般会計繰入金を218万5,000円、諸収入の保険料還付金等を8万円減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を50万8,000円、諸支出金の保険料還付金等を17万9,000円減額するものでございます。

次に、承認第6号 専決処分の承認について、専決第12号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)について申し上げます。

補正の内容は、平成28年度事業の精算に伴う歳入歳出の補正で、歳入歳出それぞれ1,225万

3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,110万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金等の決算見込みによる減額のほか、一般会計繰入金、支払準備基金繰入金、諸収入の減額であります。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費及び地域支援事業費の減額、基金積立金の減額であります。

次に、承認第7号 専決処分の承認について、専決第13号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算から歳入歳出それぞれ493万円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億9,860万円とするものであります。

歳入の主なものは、分担金過年度分16万円と下水道使用料現年度分1,000万円及び下水道使用料過年度分を141万円増額し、一般会計繰入金を1,065万円減額するものでございます。

歳出予算は、事業費の確定等により単独公共下水道事業費119万円と処理場管理費274万円及び管路管理費100万円を減額するものであります。

次に、承認第8号 専決処分の承認について 専決第14号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億1,725万円とするものであります。

歳入の主なものは、分担金過年度分10万円と、下水道使用料現年度分176万円及び下水道使用料過年度分20万円を増額し、一般会計繰入金を276万円減額するものでございます。

歳出予算では、事業費の確定により処理場管理費70万円を減額するものであります。

以上、承認議案6件について一括説明申し上げました。なお、詳細につきましては承認第4号及び承認第6号を健康福祉課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 暫時休憩します。

（休憩）

（午前11時11分）

（再開）

（午前11時11分）

議長（小淵茂昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） ただいま説明申し上げます、専決第12号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）の中で、歳出の主な内容のところで、基金積立金の増額というべきところを減額と申し上げます。訂正させていただきます。

それからもう一点、承認第7号 専決処分の承認の専決第13号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の中で、歳入のところで一般会計繰入金1,065万円と申

し上げましたけれども、正しくは1,650万円減額ということで、2カ所ご訂正をいただきたい
と思います。

まことにすみませんでした。

議長（小渕茂昭君） 補足の説明を求めます。

承認第4号及び第6号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（藤澤光男君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（小渕茂昭君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第3号 専決処分の承認について、専決第9号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業
特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小渕茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小渕茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第3号を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小渕茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について、専決第9号 平成28年度山ノ内町有線
放送電話事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり承認されました。

承認第4号 専決処分の承認について、専決第10号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別
会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 1点お願いいたします。

6ページの国庫支出金の中の、先ほど課長からも説明、若干あったと思うんですけども、
財政調整交付金の中の特別調整分、それから7ページの県の支出金のほうでの特別調整交付金、
高額医療とか、そっちのほうの掛け金と交付される部分の持ち出し部分というんですか、そう
いうものを調整するために県のほうで、この7ページのほうはそういう説明だったのかなと思
いますけれども、これは年度中じゃなくて前年度というような形なんですか。この調整交付金
がどういうふうに算定されて、どういうときにこれが支払われることになるのか、その辺、若
干説明いただければと思います。

議長（小渕茂昭君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤澤光男君） お答えします。

国庫支出金のほうの財政調整交付金の特別調整分ですが、これにつきましては例年、非自発
的失業者ですとかジェネリック薬品の使用等の関係でいただいているものですがけれども、それ

に加えまして今年度、保険者努力支援制度というのが平成30年から実施されるんですけれども、それを前倒しをして、28年度から前倒し分という形でこの部分が増額になっておりまして、北信管内では中野市と山ノ内だけがこの前倒し分をいただいているという状況です。

それから、7ページの県支出金の特別調整交付金でありますけれども、これにつきましては、説明したとおり保険財政共同安定化事業拠出金が、交付額と拠出金の差額というのが出ていますので、その部分を補填するという事で約2,500万ほどいただいております。

それから大きなところでは、医療費水準等に応じた交付ということで1,600万ほどいただいておりますので、合計で4,500万ほどになるんですけれども、この部分でいただいております。それで、この共同化事業の拠出金への支援という、この部分について当初見込んでおりませんでしたので、その部分の増額補正ということでありまして、この配分の計算方法についてはちょっと県のほうでやっております、私、細かな点まではちょっと説明できませんので、もしその辺必要であれば、また後ほどということをお願いできればと思います。

以上であります。

議長（小渕茂昭君） 13番 山本良一君。

13番（山本良一君） 13番 山本良一。

全く同じなんですけど、2ページ、歳出の療養給付費、先ほどもご説明いただきましたが、相当な多額の補正になっておりますが、これについて、どの時点でこのぐらいになりますよという形でお気づきになりましたか。

議長（小渕茂昭君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤澤光男君） すみません、もう一度お願いします。

13番（山本良一君） 要するに、療養給付費がかなり大幅に減っていますよね。この減っているのが、突然減ったわけではなくて、こうなるでしょうという感じで気づいたのっていつごろでしょうか。

議長（小渕茂昭君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤澤光男君） お答えします。

平成28年度の関係につきましては、当初から若干、前年対比で減になっておったところなんですけれども、3月補正の前段階で、3月補正につきましては2月の初めに提出ということになっておりますので、その段階で、その直前のところで医療費がかなり伸びて、単月ですけれども、その年度の傾向とすれば、そこまで若干減ってはきていたんですけれども、そのときに非常に大きい伸びがあったということもありまして、その後、インフルエンザですとかノロウイルス等の流行の時期に入ってきましたので、その辺のところを考慮して3月では補正をしなかったという経過があるんですけれども、ただ実際に2月の末に国民健康保険の運営協議会を開催した時点では、かなり減になるだろうなというご説明は申し上げていましたので、その時期には減少するのかなというふうには捉えておりました。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 13番 山本良一君。

13番（山本良一君） もう一度確認なのですが、運営協議会の際に、かなり減になるだろうなというような予測をしていたということですか。そういう説明ですか。

議長（小淵茂昭君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤澤光男君） お答えします。

そのとおりでございます。

議長（小淵茂昭君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑を終わります。

討論を行います。

まず原案に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇。

（10番 渡辺正男君登壇）

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男。

専決第10号 平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）に対して、反対の立場から討論を行います。

3月議会で提案された補正予算（第4号）では、保険給付費総額が11億9,518万円で、当初予算どおりとして補正はありませんでした。今回の補正では1億1,384万円と大幅な減額で、10億8,133万円となりました。これは、27年度決算の11億2,218万円と比べて4,085万円、3.64%の減ということになります。

昨年3月議会で、国保税値上げが提案されたときの保険給付費の各年度ごとの見込みによりますと、27年度は11億5,100万円で、実際に決算となったその金額との開きは2,882万円の減、28年度は11億9,704万円、これはまた今回の補正と比較しますけれども、1億1,571万円の減というふうになって、2年で1億4,453万円の誤差が出ております。

保険給付費が毎年4%ずつ伸びると想定した国保税値上げでしたが、実際は2年連続の減になりました。基金残高も27年度末5,221万円の試算だったものが、実際には9,210万円現在高あります。28年度末には値上げ分約2,000万円、法定外繰り入れ、これは一般会計からですが、これも2,000万円増を見込んで約7,200万円になるという試算でしたが、今回の補正での6,982万円積み立ての見込み、これにこの状態でいきますと28年度末には1億6,192万円という額にも膨れ上がろうとしております。基金残高が1億6,192万円ということであり、約5,000万円をもって県の一本化に行きたいということでありましたけれども、現実には1億6,000万円になってしまう。国保税値上げが必要とした昨年3月時点での試算とは9,000万円もの開きがあります。これは、値上げ分と法定外繰り入れ増分がなくても、1億2,000万円以上の基金残高になるということであり、結論として申し上げれば値上げの必要はなかったということです。

これは、基金が積み立てできてよかったなどと喜べる問題ではありませんし、単に保険給付

費を予測することが大変難しいことであるという教訓だけにとどまる問題でもありません。被保険者の皆さんに負担増をお願いするとして結論付けた町側、また国保運営協議会、そして、私たち議会も今、その責任を厳しく問われています。

私は、何度か富士見町の経験を例に提言させていただいてきました。しかしながら、なかなか取り入れていただけないようなので、ここで改めて提案をさせていただきたいと思います。国保税については毎年見直し、保険給付費の動きをぎりぎり3月まで見定めてから結論を出す、という手法であります。当初予算では基金繰り入れで歳入を調整しておいて、保険給付費の見込みがついたら4月に国保運営協議会を開き、それに見合う国保税額を決め、歳入歳出のバランスをとって補正予算を立てる。国保運営協議会の答申を得て4月か5月に臨時議会を開き、値上げのための条例改正、場合によっては値下げのこともあるでしょう、その条例改正と補正予算を審議する、こういった流れになると思います。

補正が難しい保険給付費の動きだからこそ科学的に、より正確に数値を捉えてから判断を下す、さらに毎年見直す、このことは被保険者の皆さんの理解を得るという点でも、世代間の公平を期するという点でも大切な視点だと思います。

町当局には、この提言を真摯に受け止めていただいて、実現に向けて努力されることを切に要望して、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 次に、原案に対し、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論を終わります。

承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（小淵茂昭君） 起立8人で多数であります。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について、専決第10号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり承認されました。

承認第5号 専決処分の承認について、専決第11号 平成28年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第5号を採決します。

承認第5号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について、専決第11号 平成28年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり承認されました。

承認第6号 専決処分の承認について、専決第12号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)について質疑を行います。

10番 渡辺正男君。

10番(渡辺正男君) 10番 渡辺正男です。

歳出の2ページでお願いします。

議長(小淵茂昭君) 質問件数を。

10番(渡辺正男君) 1件です。すみません。

4番の基金積立金についてですけれども、今回3,095万4,000円の積み立ての補正がありました。結果的に3,122万1,000円という積み立てになろうかと思えますけれども、これで介護のほうの基金の残高は幾らになるのでしょうか。

議長(小淵茂昭君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(藤澤光男君) お答えします。

28年度末で1億9,610万ほどになる予定であります。

以上です。

議長(小淵茂昭君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第6号を採決します。

承認第6号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について、専決第12号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり承認されました。

承認第7号 専決処分の承認について、専決第13号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

3番 湯本晴彦君。

3番（湯本晴彦君） 3番 湯本晴彦です。

2点ございます。

歳入のまず1ページ目、使用料及び手数料の使用料ですが、1,141万円の増額ですけれども、その理由というか要因はどこにあるのかが1点目と、2点目は……

議長（小淵茂昭君） 1件ずつ質問してください。

3番（湯本晴彦君） はい。それでまずお願いします。

議長（小淵茂昭君） 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） お答えします。

1,000万円の増額でございますが、当初調定額と比べてということでご理解いただければと思います。見込み、大きな変更要因で1,000万円伸びたということではなくて、調定率などを例年と比べて、言葉はどうかと思いますが、確実なところで調定したというところから1,000万円増額だったというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 3番 湯本晴彦君。

3番（湯本晴彦君） 2点目ですが、2ページ目の歳出のところ公債費なんですけれども、一般財源から特定財源その他というところでの振り替わっているのかと思いますが、この特定財源はどんな財源になったのか教えていただければと思います。

議長（小淵茂昭君） 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） お答えします。

特定財源と申しまして、使用料をそのまま回して、公債費に関しましては一般会計からの繰り入れで賄っているというスタイルでございましたので、一般会計の繰り入れの額を年度末で確定するために使用料を公債費のほうに回して、減額したという流れでございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第7号を採決します。

承認第7号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号 専決第13号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、専決処分承認については原案のとおり承認されました。

日程第14 承認第8号 専決処分の承認について、専決第14号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を上程し、議題とします。

質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第8号を採決します。

承認第8号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号 専決処分の承認について、専決第14号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり承認されました。

15 承認第 9号 専決処分の承認について

専決第15号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

16 承認第10号 専決処分の承認について

専決第16号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

17 承認第11号 専決処分の承認について

専決第17号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

18 承認第12号 専決処分の承認について

専決第18号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（小淵茂昭君） 日程第15 承認第9号 専決処分の承認についてから日程第18 承認第12号までを上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長山崎和彦君議題を朗読する。）

議長（小淵茂昭君） 以上4件について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第9号 専決処分の承認について、専決第15号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてから、承認第12号 専決処分の承認に

ついて、専決第18号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、一括してご説明申し上げます。

当該4件の条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

承認第9号の専決処分の承認について、専決第15号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本条例は、消防団員等消防従事者が消防などの活動中の負傷や死亡により損害を受けた場合、損害に対する補償をするための条例であります。今回の条例改正は、国において本年4月1日から非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたことに伴う改正であります。

次に、承認第10号 専決処分の承認について、専決第16号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、改正したものであります。今回の地方税法等の改正に伴い、低所得者の保険料5割・2割の軽減判定を行う際の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する金額を、5割軽減については26.5万円を27万円に、2割軽減については48万円を49万円に引き上げる改正であります。

次に、承認第11号 専決処分の承認について、専決第17号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、改正したものであります。今回の措置法の改正に伴い、課税免除対象事業の情報通信技術利用事業を削減し、新たに農林水産物等販売業を追加し、課税免除期間の開始を資産の取得後から事業開始した日に改正するものでございます。

次に、承認第12号の専決処分の承認について、専決第18号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、改正したものであります。今回の税制改正に伴う税条例等の改正の概要は、わがまち特例の割合を定める改正が主な内容でございます。

以上4件について一括説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、承認第9号を消防課長から、承認第12号を税務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 補足の説明を求めます。

まず、承認第9号について、消防課長。

消防課長（徳竹彰彦君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（小淵茂昭君） 続いて、承認第12号について、税務課長。

税務課長（成澤 満君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（小淵茂昭君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第9号 専決処分の承認について、専決第15号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第9号を採決します。

承認第9号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号 専決処分の承認について、専決第15号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

日程第16 承認第10号 専決第16号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第10号を採決します。

承認第10号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号 専決処分の承認について、専決第16号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

日程第17 承認第11号 専決処分の承認について、専決第17号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第11号を採決します。

承認第11号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号 専決処分の承認について、専決第17号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

日程第18 承認第12号 専決処分の承認について、専決第18号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第12号を採決します。

承認第12号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第12号 専決処分の承認について、専決第18号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

19 承認第13号 山ノ内町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（小淵茂昭君） 日程第19 承認第13号 山ノ内町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを上程し、議題とします。

議長（小淵茂昭君） 提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、固定資産評価委員の任期満了に伴い、地方税法第423条第4項の規定を準用し、当該委員の再任を行ったことから、同法第423条第5項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

住所、山ノ内町大字寒沢958番地の2。氏名、白鳥久男。生年月日、昭和25年7月16日。任期は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

承認第13号 山ノ内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（小淵茂昭君） 起立全員です。

したがって、承認第13号 山ノ内町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。

（休憩）（午前11時58分）

（再開）（午後1時00分）

議長（小淵茂昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（小淵茂昭君） ここで、議長を交代します。

山本良一副議長、議長席へお着き願います。

（議長交代、副議長山本良一君議長席に着く。）

副議長（山本良一君） 議長にかわり議事を進行します。

日程の追加

副議長（山本良一君） 先刻の休憩中、議長小淵茂昭君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思
います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

副議長（山本良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決
定いたしました。

追加日程第1 議長辞職の件

副議長（山本良一君） 追加日程第1 議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小渕茂昭君の退席を求めます。

（14番 小渕茂昭君退席）

副議長（山本良一君） 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

（議会事務局長山崎和彦君辞職願を朗読する。）

副議長（山本良一君） お諮りします。小渕茂昭君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

副議長（山本良一君） 異議なしと認めます。

したがって、小渕茂昭君の議長の辞職を許可することに決定しました。

小渕茂昭君の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

（14番 小渕茂昭君復席）

日程の追加

副議長（山本良一君） ただいま議長の辞職許可により議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

副議長（山本良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙について

副議長（山本良一君） 追加日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議会事務局職員議場を閉鎖する。）

副議長（山本良一君） ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配ります。

（議会事務局職員投票用紙を配付する。）

副議長（山本良一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う声あり）

副議長（山本良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

議会事務局職員、投票箱が空であることを議員に確認していただきます。

(議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。)

副議長(山本良一君) 異状なしと認めます。

投票に当たり、念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。候補者の氏名はフルネームで記載願います。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票願います。

事務局長。

議会事務局長(山崎和彦君) それでは、議席順に氏名を申し上げますので、議長席に向かって右側から登壇いただき、投票箱に投票され、左側から議席に戻っていただきますようお願い申し上げます。

1番 小林民夫議員、2番 山本光俊議員、3番 湯本晴彦議員、4番 布施谷裕泉議員、5番 西宗亮議員、6番 望月貞明議員、7番 高山祐一議員、8番 高田佳久議員、9番 徳竹栄子議員、10番 渡辺正男議員、11番 児玉信治議員、12番 小林克彦議員、14番 小淵茂昭議員、最後に、山本良一副議長です。

以上です。

副議長(山本良一君) 投票漏れはありませんか。

(発言する者なし)

副議長(山本良一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

投票箱を閉鎖します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番 高山祐一君、11番 児玉信治君を指名します。

2名の方は開票の立ち会いをお願いします。

(高山祐一君、児玉信治君立ち会いのもと議会事務局職員開票する。)

副議長(山本良一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 12票

無効投票 2票

有効投票のうち

西宗亮君 11票

児玉信治君 1票

副議長(山本良一君) 以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、5番 西宗亮君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議会事務局職員議場の閉鎖を解く。)

副議長(山本良一君) ただいま議長に当選されました5番 西宗亮君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長(山本良一君) 西宗亮君から議長の当選承諾と就任の挨拶をお願いいたします。

(5番 西 宗亮君登壇)

5番(西 宗亮君) ただいまの議長選挙におきまして、大変多くの議員諸兄の皆様からご支持をいただき、当選の栄をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

改めて、議員各位には心より御礼を申し上げ、謹んで議長の職をお受けいたします。

就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今まさに、改めて議長という重責を強く感じておりますとともに、議長として公平、中立の立場を遵守して議会運営に努めてまいります。

地方自治におけるの議会は二元代表制のもとで、直接町民の皆様の声聞き、負託に応え、町民の福祉の向上に努めていくとともに、町全体の利益と発展に心がけることが重要な責務であると考えております。

町民の皆さんには、議会及び活動に対してのご理解は十分とはいえない現状であると感じており、距離感を少しでも縮めていくための議会改革、議会改善、活性化などをさらに進めてまいりたいと考えております。

そして、執行機関とはチェックアンドバランスの立場で、権能を果たし、町の発展、魅力ある町、そして、より住みよいまちづくりに皆さんとともに貢献していきたいとも考えております。

結びに、議員、理事者、管理職各位におかれましては、今後とも格段のご協力をお願い申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

副議長(山本良一君) 以上をもって、議長選挙を終わります。

ご協力ありがとうございました。

ここで、議長を交代します。

新議長、議長席にお着きください。

(副議長と交代、西 宗亮君議長席に着く。)

議長(西 宗亮君) 議事を進行します。ふなれな議長ですが、ご協力をお願い申し上げます。進めさせていただきます。

議長（西 宗亮君） ここで、ただいま退任されました前議長、小淵茂昭君から退任のご挨拶があります。

14番 小淵茂昭君、登壇。

（14番 小淵茂昭君登壇）

14番（小淵茂昭君） 議長退任に当たり、一言御礼を申し上げたいと思います。

まずは新議長、西議長、当選おめでとうございます。お体に十分ご留意をいただき、ご活躍いただくことをご祈念申し上げたいと思います。

私儀、申し合わせではありますが、たまたま2回目の退任挨拶をさせていただく大変栄誉な形をとらせていただき、感謝を申し上げたいと思います。

2年前に議員各位の皆様方のご支援をいただきまして、議長職につきました。この2年間、まず、議会においては全員の皆様のご支援をいただき、議会運営がスムーズにできたこと、改めて感謝を申し上げたいと思います。あわせて、竹節町長を初め、理事者、管理職の皆さん、そして職員の皆さん、さらに町民の皆様方の大変なご支援を頂戴して議事進行できましたことに、本当に心から御礼を申し上げたいと思います。

我が町の事業、あるいは経済、諸問題も大変山積をしている状況ではございます。また議会の置かれた立場も、非常に重くなってきたなというようにも感じております。たまたま議長になったときに諮問をかけて、議員定数を提案申し上げまして、現状の14名になったわけでありましてけれども、一人一人の議員の皆さんの、やはり重責がさらに重くなったのではないかなというふうに感じております。

そんなことも含めて、今後とも私どもは行政と一体となって、町の将来、町の発展、諸問題を含めて真剣に取り組んでいかなくてはならない、こんなふうに感じております。これからは一議員として、大変微力ではございますが、町全体の発展にご貢献できればというふうに感じております。また、ご支援をぜひお願いしたいと思います。

結びに、議長職2年間の間に、山本良一副議長さんには大変なご支援とご協力、お互いの連携が非常にうまくとれたということも、ここに改めて感謝を申し上げておきたいと思います。

これからも2年間ありますが、皆さんと一緒に議会活動に邁進してまいりたいと思います。本当に2年間、大変ありがとうございました。退任の挨拶とさせていただきます。（拍手）

議長（西 宗亮君） 大変ご苦労さまでございました。

もう一度、大きな拍手をお願い申し上げます。（拍手）

ここで、1時30分まで休憩をとりたいと思います。よろしく申し上げます。

（休 憩）

（午後 1時23分）

（再 開）

（午後 1時29分）

議長（西 宗亮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（西 宗亮君） 先刻の休憩中に、副議長山本良一君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 副議長辞職の件

議長（西 宗亮君） 追加日程第3 副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山本良一君の退席を求めます。

（13番 山本良一君退席）

議長（西 宗亮君） 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

（議会事務局長山崎和彦君辞職願を朗読する。）

議長（西 宗亮君） お諮りします。山本良一君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、山本良一君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

山本良一君の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

（13番 山本良一君復席）

日程の追加

議長（西 宗亮君） ただいま副議長の辞職許可により副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

追加日程第4 副議長の選挙について

議長（西 宗亮君） 追加日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議会事務局職員議場を閉鎖する。)

議長(西 宗亮君) ただいまの出席議員数は14名です。

投票用紙を配ります。

(議会事務局職員投票用紙を配付する。)

議長(西 宗亮君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。)

議長(西 宗亮君) 異状なしと認めます。

投票に当たり、念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。候補者の氏名はフルネームで記載願います。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長。

議会事務局長(山崎和彦君) それでは、議長選挙と同様に氏名を申し上げますので、同じ方法で投票をお願いします。

それでは申し上げます。

1番 小林民夫議員、2番 山本光俊議員、3番 湯本晴彦議員、4番 布施谷裕泉議員、6番 望月貞明議員、7番 高山祐一議員、8番 高田佳久議員、9番 徳竹栄子議員、10番 渡辺正男議員、11番 児玉信治議員、12番 小林克彦議員、13番 山本良一議員、14番 小淵茂昭議員、最後に西宗亮議長です。

議長(西 宗亮君) 投票漏れはありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

投票箱を閉鎖します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番 高山祐一君、11番 児玉信治君を指名します。

以上、立会人は開票の立ち会いをお願いします。

(高山祐一君、児玉信治君立ち会いのもと議会事務局職員開票する。)

議長(西 宗亮君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 11票

無効投票 3票

有効投票のうち

高田佳久君 10票

渡辺正男君 1票

議長（西 宗亮君） 以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.75票です。

したがって、8番 高田佳久君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議会事務局職員議場の閉鎖を解く。）

議長（西 宗亮君） ただいま副議長に当選されました高田佳久君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長（西 宗亮君） 高田佳久君から副議長の当選承諾と就任のご挨拶をお願いします。

8番 高田佳久君、登壇。

（8番 高田佳久君登壇）

8番（高田佳久君） ただいま行われました副議長選挙におきまして、当選の栄をいただき、議員諸兄の皆様には感謝申し上げます。謹んで副議長の職につくことを承諾いたします。

就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

私は、常に地域の発展を念頭に置き、10年間の議員活動を行ってきました。地域の発展こそが山ノ内町の発展につながるとの思いからです。

我々議員は、町民から直接選挙で選出され、二元代表制の一翼を担っているということは言うまでもありません。首長の提案が、町民にとってどのような影響を及ぼすのかを考え、首長に対して是々非々の態度で挑むという自覚を念頭に置き、行動していくことが重要であり、さらに町民の福祉の向上を図るため、開かれた議会を目指し、議会の権能を発揮できるよう議会改革は常に必要であると思っております。

過日、議会で実施しました住民アンケートでも、いろいろなご意見が町民の皆さんから寄せられました。暮らしの中で感じている各地域における問題点や課題、また、議会や議員に対して日ごろから感じていることなど、かなり批判的なご意見やご指摘からご要望に至るまで、幅広い内容となっております。常に町民の皆さんと一緒に考えることの大切さや必要性を痛感しております。今後、さらに町民の皆さんに対して情報公開と明確な説明責任を果たし、時には教えを受け、時には的確な指導を行うことが求められていると思っております。

議会では、議員個々の資質向上を目指し、議会活性化を推進するため平成19年から議会活性化研究会を立ち上げ、議員定数や報酬を初め、各種課題に対して取り組みを進めて10年が経過

しました。しかしながら、議会改革は道半ばであり、現状に甘えることなく町民の福祉の向上を目指し、確実に一步一步を地道に進むことが大切であると感じています。今後、地域住民の皆さんが夢を持って生活していけるように、また、地域の要望に応えられるような議会を目指していきたいと思えます。

結びに、議員各位、町長を初め、理事者、管理職そして職員の皆さんのご支援、ご協力を衷心よりお願い申し上げまして、副議長就任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

議長(西 宗亮君) 以上をもって、副議長選挙を終わります。

議長(西 宗亮君) ここで、ただいま退任されました前副議長、山本良一君から退任のご挨拶があります。

13番 山本良一君、登壇。

(13番 山本良一君登壇)

13番(山本良一君) ただいまは、惜しまれる声もなく満場一致で退任をご決議いただきました。まことにありがとうございます。

2年前、就任に当たっては随分先が長いかなと思っていましたが、きょうになってみれば、短かったかなという気もいたします。

先ほど、議長のほうから大分持ち上げていただきましたが、皆様おわかりのとおり、私は議長あつての副議長であつたと、そういう認識はいたしております。また、一部の議員にかなり強い言葉を投げかけたこともありますが、これも立場ゆえということでご容赦願ひたいと思えます。

いずれにいたしましても、きょうからは一議員として、私本来の自由に羽ばたきながら町民のために全力で議員活動を邁進いたす所存でございます。

結びに、町長を初め、理事者また議員諸兄には2年間ご支援、ご協力、ありがとうございます。(拍手)

議長(西 宗亮君) 大変ご苦労さまでした。

もう一度、大きな拍手をお願いいたします。(拍手)

ここで、議会運営協議のため、暫時休憩します。

なお、再開時間は追って庁内放送でお知らせします。

以上です。

(休憩)

(午後 1時49分)

(再開)

(午後 3時00分)

議長(西 宗亮君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

20 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について

議長（西 宗亮君） 日程第20 山ノ内町議会常任委員会委員の選任を行います。

議会事務局長に説明させます。

事務局長。

議会事務局長（山崎和彦君） それでは説明いたします。

本件は、地方自治法第109条第1項「条例で常任委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第1条で「議会に常任委員会を置く」とされており、議会委員会条例第7条第1項「議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする」及び第7条第2項「常任委員は、会期の始めに議会において選任する」との規定並びに第7条第4項で「常任委員は、議長が会議に諮って指名する」との規定から、選任を願うものであります。

なお、委員定数は、議会委員会条例第2条で、総務産業常任委員会と社会文教常任委員会がそれぞれ7人、広報常任委員会が6人とされております。任期につきましては、議会委員会条例第3条第1項の規定により、2年となっております。

以上です。

議長（西 宗亮君） お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長指名とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名をしたいと思えます。

常任委員名簿を配付します。

（議会事務局職員常任委員名簿を配付する。）

議長（西 宗亮君） 議会事務局長より常任委員の氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（山崎和彦君） それでは朗読いたします。

常任委員会委員選任表。委員会名と委員、申し上げます。

総務産業常任委員会（定数7）

山本光俊 議員	望月貞明 議員	徳竹栄子 議員
渡辺正男 議員	山本良一 議員	小淵茂昭 議員
西宗亮 議員		

社会文教常任委員会（定数7）

小林民夫 議員	湯本晴彦 議員	布施谷裕泉 議員
高山祐一 議員	児玉信治 議員	小林克彦 議員
高田佳久 議員		

広報常任委員会（定数6）

小林民夫 議員	山本光俊 議員	湯本晴彦 議員
---------	---------	---------

望月貞明議員 高山祐一議員 渡辺正男議員
以上です。

議長（西 宗亮君） お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、山ノ内町議会常任委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、各常任委員会の正副委員長の選出について申し上げます。

常任委員会の正副委員長は、委員会において互選することとなっておりますので、休憩中に各委員会で互選願ひ、決定次第、事務局に報告願ひます。

ここで、暫時休憩します。

（休憩） (午後 3時04分)

（再開） (午後 3時05分)

議長（西 宗亮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（西 宗亮君） 各常任委員会から正副委員長の報告がありましたので、議会事務局長に氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（山崎和彦君） 朗読いたします。

常任委員会正副委員長報告。

総務産業常任委員会	委員長	山本良一	議員
	副委員長	山本光俊	議員
社会文教常任委員会	委員長	布施谷裕泉	議員
	副委員長	湯本晴彦	議員
広報常任委員会	委員長	望月貞明	議員
	副委員長	小林民夫	議員

以上です。

議長（西 宗亮君） ただいまの報告のとおり決定しました。

2 1 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について

議長（西 宗亮君） 日程第21 山ノ内町議会運営委員会委員の選任についてを行います。

議会事務局長に説明させます。

事務局長。

議会事務局長（山崎和彦君） 説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第109条第1項「条例で議会運営委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第4条の2第1項で「議会に議会運営委員会を置く」とされておりことから、選任を願うものであります。

選任の方法は、常任委員会と同様に、会期の初めに「議長が会議に諮って指名する」と規定されています。

なお、任期は2年、定数は6人です。

以上です。

議長（西 宗亮君） お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長指名とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名したいと思います。

議会運営委員名簿を配付します。

（議会事務局職員議会運営委員名簿を配付する。）

議長（西 宗亮君） 議会事務局長より議会運営委員会委員の氏名を朗読させます。
事務局長。

議会事務局長（山崎和彦君） 朗読します。

議会運営委員会委員選任表。

議会運営委員会委員（定数6）

湯 本 晴 彦 議員 布施谷 裕 泉 議員 望 月 貞 明 議員

渡 辺 正 男 議員 小 林 克 彦 議員 山 本 良 一 議員

平成29年6月1日選任。

以上です。

議長（西 宗亮君） お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、山ノ内町議会運営委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、議会運営委員会の正副委員長を選出について申し上げます。

議会運営委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっておりますので、休憩中に互選をお願いいたします。決定次第、事務局に報告願います。

ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

(午後 3時09分)

(再開)

(午後 3時10分)

議長(西 宗亮君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(西 宗亮君) ただいま、議会運営委員会から正副委員長の報告がありましたので、申し上げます。

委員長 小林 克彦 議員

副委員長 湯本 晴彦 議員

ただいまのとおり決定しました。

日程の追加

議長(西 宗亮君) お諮りします。本臨時会での議会構成に伴い、北信広域連合規約に基づき、当町議会から選出しました14番 小淵茂昭君、13番 山本良一君、10番 渡辺正男君が同連合議員を辞職されました。

また、北信保健衛生施設組合規約に基づき、当町議会から選出しました14番 小淵茂昭君、13番 山本良一君、10番 渡辺正男君が同組合議員を辞職されました。

さらに、岳南広域消防組合規約に基づき、当町議会から選出しました14番 小淵茂昭君、13番 山本良一君が同組合議員を辞職されました。あわせて、5番 西宗亮も同組合議員を辞職しました。

申し上げます。以上、申し上げました3組織いずれの規約でも、連合・組合議員に欠員が生じたときは速やかに選挙を行わなければならないとされています。このことから、連合及び2組合議員の選挙を順次日程に追加し、行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、連合及び2組合議員の選挙を順次日程に追加し、行うことに決定しました。

追加日程第5 北信広域連合議会議員の選挙について

議長(西 宗亮君) 追加日程第5 北信広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。

4番 布施谷 裕 泉 君

8番 高 田 佳 久 君

5番 西 宗 亮

を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名の諸君を北信広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が北信広域連合議会議員に当選されました。

議長（西 宗亮君） ただいま当選されました社会文教常任委員長、4番 布施谷裕泉君、副議長、8番 高田佳久君、議長、5番 西宗亮が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第6 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について

議長（西 宗亮君） 追加日程第6 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

4番 布施谷 裕 泉 君

8番 高田佳久君

5番 西宗亮

を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名の諸君を北信保健衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が北信保健衛生施設組合議会議員に当選されました。

議長(西宗亮君) ただいま当選されました社会文教常任委員長、4番 布施谷裕泉君、副議長、8番 高田佳久君、そして、議長、5番 西宗亮が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第7 岳南広域消防組合議会議員の選挙について

議長(西宗亮君) 追加日程第7 岳南広域消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

8番 高田佳久君

13番 山本良一君

5番 西宗亮

を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名の諸君を岳南広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が岳南広域消防組合議会議員に当選されました。

議長（西 宗亮君） ただいま当選されました副議長、8番 高田佳久君、総務産業常任委員長、13番 山本良一君、そして、議長、5番 西宗亮が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程の追加

議長（西 宗亮君） 本臨時議会での議会の人事構成に伴い、正副議長が交代となりました。

お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第8 議席の一部変更についてを行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第8 議席の一部変更についてを行うことに決定しました。

追加日程第8 議席の一部変更について

議長（西 宗亮君） 追加日程第8 議席の一部変更についてを行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議長が議席を変更することができるとなっておりますので、議席の一部を変更したいと思います。

なお、町村議会の運営に関する基準及び当議会の慣例により、議長の議席を最終番、副議長の議席を最終2番とします。

それでは、変更議席表を配付します。

（議会事務局職員変更議席表を配付する。）

議長（西 宗亮君） 議会事務局長に、変更の議席番号及び氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（山崎和彦君） 朗読します。

議員変更議席表、変更後をごらんください。

1番 山本光俊 議員

2番 小林民夫 議員

3番 湯本晴彦 議員

4番 高山祐一 議員

5番 望月貞明 議員

6番 布施谷裕泉 議員

7番 徳 竹 栄 子 議員
8番 山 本 良 一 議員
9番 渡 辺 正 男 議員
10番 児 玉 信 治 議員
11番 小 淵 茂 昭 議員
12番 小 林 克 彦 議員
13番 高 田 佳 久 議員
14番 西 宗 亮 議員

平成29年6月1日、変更です。
以上です。

議長（西 宗亮君） お諮りします。ただいま、お手元に配付しました変更議席表のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（西 宗亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更は変更議席表のとおり決定しました。
なお、ただいま決定した議席は、次の議会から着席願います。

議長（西 宗亮君） ここで、本臨時会の議事日程が追加日程により変更されたことから、変更後の議事日程を議会事務局より配付させます。

（議会事務局職員変更議事日程を配付する。）

議長（西 宗亮君） 以上をもって、本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了しました。
本日の会議を閉議します。

議長（西 宗亮君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成29年第2回山ノ内町議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議会臨時会は、本日1日の会期中で、ご提案申し上げました案件全て、原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

新たな議会構成が円滑に決まりましたことから、今後は議会に与えられました権限を十分に発揮されるとともに、行財政運営についても格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

閉 会

議長（西 宗亮君） これにて平成29年第2回山ノ内町議会臨時会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

（閉 会）

（午後 3時24分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

山ノ内町議会議長

前 議 長

前 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員